明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**八～一四）　一
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一五～一七）　八
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六三）　一〇

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　一三
**特殊法人等**
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一四
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四
**会社その他**
**会社決算公告**　一四